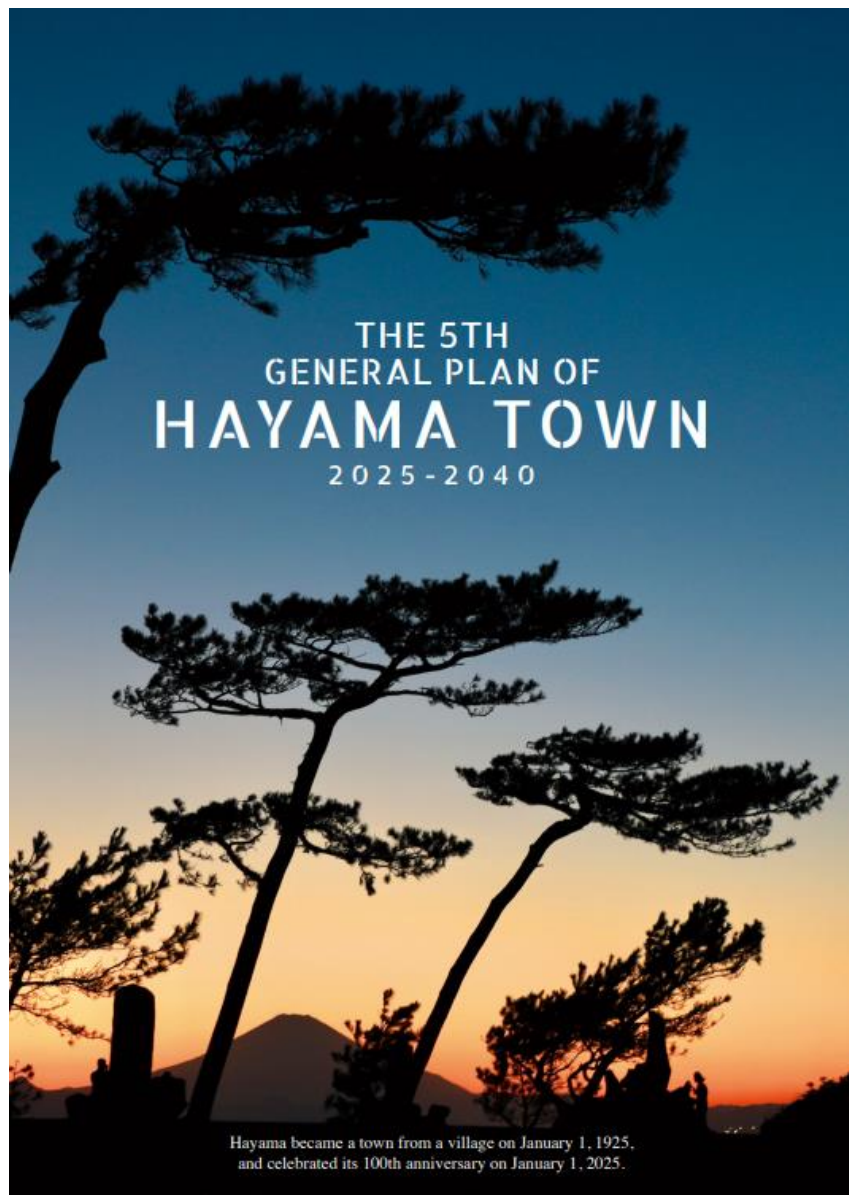

葉山町総合計画審議会 連継部会設置について

第五次葉山町総合計画基本構想・第1期基本計画



総合計画の基礎情報

基本構想・基本計画・実施計画の三層構造

基本構想…2025年度～2040年度 16年間

基本計画…1期4年間

第1基本計画…2025年度～2028年度

実施計画…予算と連動し、毎年度見直し

未来へ守りたいもの

「美しい海とみどりに 笑顔あふれる

こころ温かな ふるさと 葉山」

目指すまちの姿

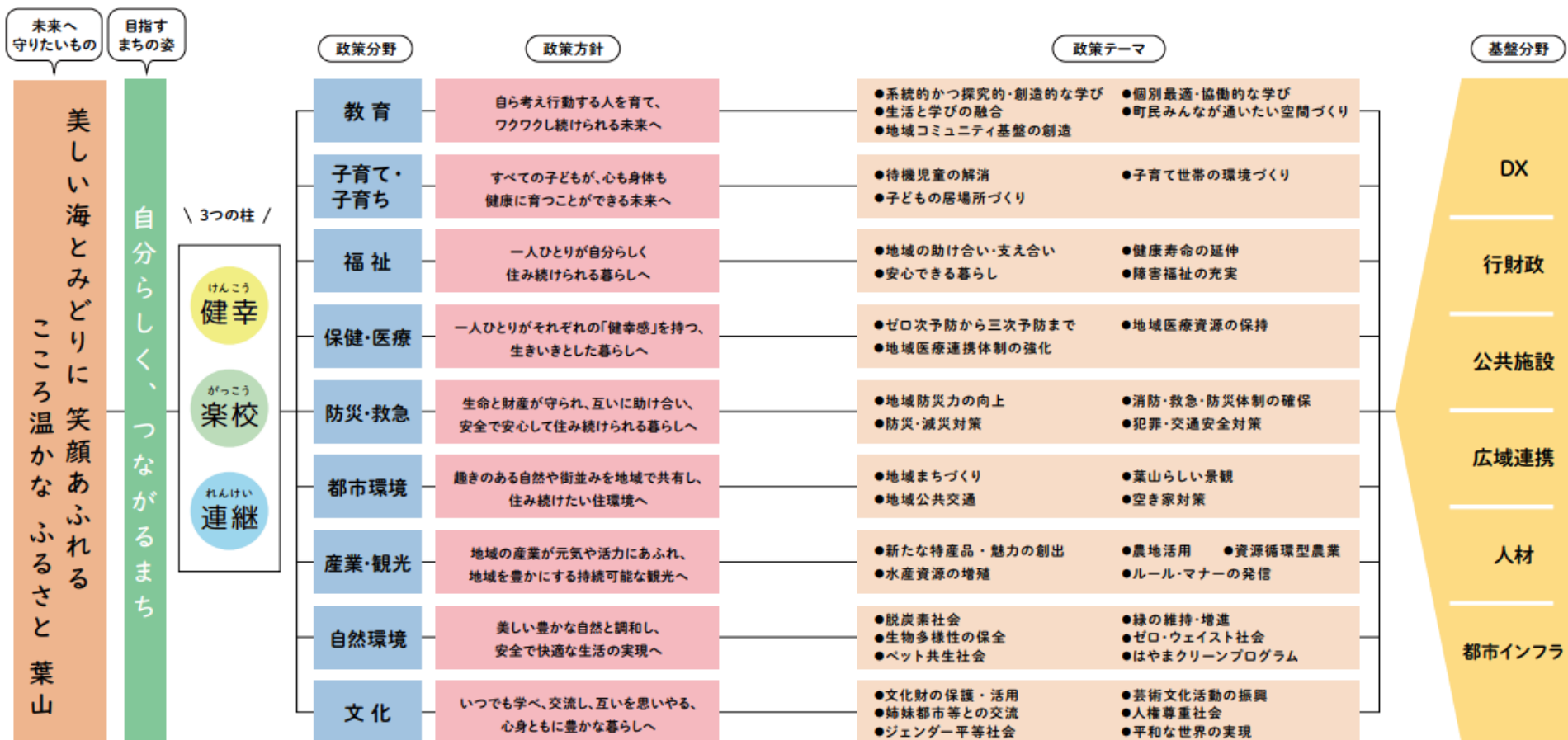
「自分らしく、つながるまち」

基本計画の3つの柱

- ① 健幸
- ② 楽校
- ③ 連継

施策の体系

未来の葉山町を実現するために、3つの柱と9つの政策方針、町を支えるプラットフォームフォームとして6つの基盤分野を掲げています。



3つの柱「健幸」

「健幸」とは、美しく豊かな自然環境と共生し、それを活かした病気予防への取組みと、保健・医療・福祉等の取組みによって、町民が健康と幸せを享受し続けることができる暮らしのことです。



具体的な取組み

健康な生活に必要な自然環境

- ・気候危機への対応（緑や水辺地、生態系の保全や脱炭素への取組み）
- ・安全に安心して住み続けられるまちづくり（防災・減災への対応、地域の助け合いや支え合いの促進、地域公共交通の確保 など）

健康の維持増進に取り組む機会・場所

- ・スポーツ・運動機会の提供
- ・地産地消の推進
- ・芸術文化活動への参加 など

健康を守る医療・福祉

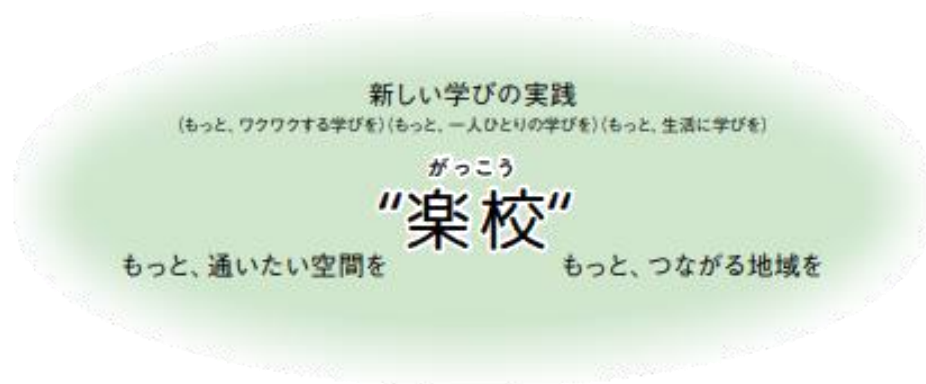
- ・保健・医療・福祉等の取組み



健康寿命の延伸と行政サービスの好循環により、
「健幸」の実現

3つの柱「楽校」

「楽校」とは、知識の詰め込みから思考力等を重視する学びをつくる、そうした学びに適した空間でありながら地域みんなが通いたくなる空間をつくる、そこでは多くの人たちが教育を通してつながることでコミュニティベースのウェルビーイングが感じられる、そんな新しい学びをつくることです。



具体的な取組み

新しい学びの実践

- ・ 系統的かつ探究的・創造的な学び
- ・ 個別最適・協働的な学び
- ・ 生活と学びの融合 など

もっと、通いたい空間を

- ・ 町民みんなが通いたい空間づくり など

もっと、つながる地域を

- ・ 地域コミュニティ基盤の創造



学び続けること、学びを通してつながることの全てを「楽校」と捉え、社会と個人のウェルビーイングを最大化

3つの柱「連継」

「連継」とは、葉山を未来へ受け継いでいくために、葉山町に関わる全ての人が連携し、地域の力となる、これからのまちづくりのことです。



具体的な取組み

行政情報の可視化、透明化

- ・デジタル技術を活用した広報のさらなる充実
- ・オープンデータの徹底 など

地域の声を聴く仕組み

- ・行政の企画段階から葉山町に関わる全ての人に参加できる仕組みの整備
- ・行政が地域の声を聴きに行く など

地域とともに創る行政サービス

- ・多様な人たちが関心を持ったまちづくりの活動へ参加し、互いに連携しながら力を発揮していくことで、行政の力だけではない地域の力として、新たな行政サービスを創造 など



未来へ葉山を受け継いでいくために、葉山町に関わる全ての人が連携し、地域の力を実現

3つの柱の推進に向けて

- ・「健幸」「楽校」は各政策分野における政策テーマを実現していくための具体的な事業の実施により進めていくことを想定しています。
- ・「連継」は具体的な事業の実施を進めていく上で、葉山町に関わる全ての人が連携し、地域の力となる、これからのまちづくりに必要不可欠な理念と考えています。これを進めていくためには、住民等との信頼関係をいかにして構築していくかが鍵となります。



提案：葉山町総合計画審議会連継部会の設置

「連継」は行政のみで進めていくものではないことから、葉山町総合計画審議会規則第6条に規定する部会を設置し、取組みについて審議できればと考えています。

葉山町総合計画審議会規則（抄）

（部会）

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

（特別委員）

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。



部会委員：3名
特別委員：2～3名（公募等）
で運営・審議できればと考えています。

審議会・部会運営スケジュール案

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
審議会	○									○	
部会		7月1日 特別委員 公募 7月31日 公募〆切	事務局で 選定	2回～3回 開催 (委嘱・審議・検討)							審議会へ 状況報告

- ・ 審議会は、6月の第1回、2・3月の第2回の計2回開催予定です。
- ・ 部会は、7月1日から特別委員の公募を開始し、選定後、9月から1月にかけて、2～3回開催できればと考えています。
そして、今年度の審議状況等を第2回の審議会で報告する予定です。

これからの行政サービスのあり方について

- ・社会情勢やライフスタイルの変化によって町民ニーズが今後ますます複雑化・多様化していくと予測される。
- ・町民アンケート調査等において地域のつながりが重要だという結果がある。

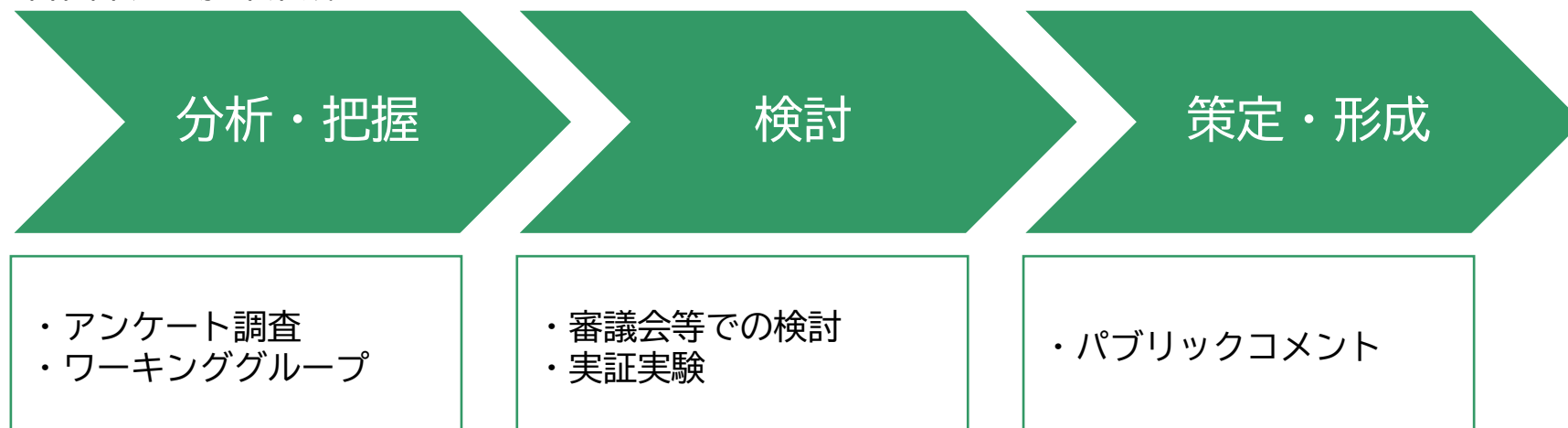


それぞれの地域に寄り添った細やかな行政施策の展開が求められていく

- ・人口減少、少子高齢化等で財源は減少していくと予測される。
- ・行政のリソースだけでは、施策・事業の実施が難しくなる可能性もある。
- ・地域住民や団体・企業など、様々な力に参画してもらい、持続可能なまちづくりを目指す必要がある。
- ・デジタルの活用によって、町民一人ひとりの声を拾うことが可能になっている。

連継部会における検討事項案

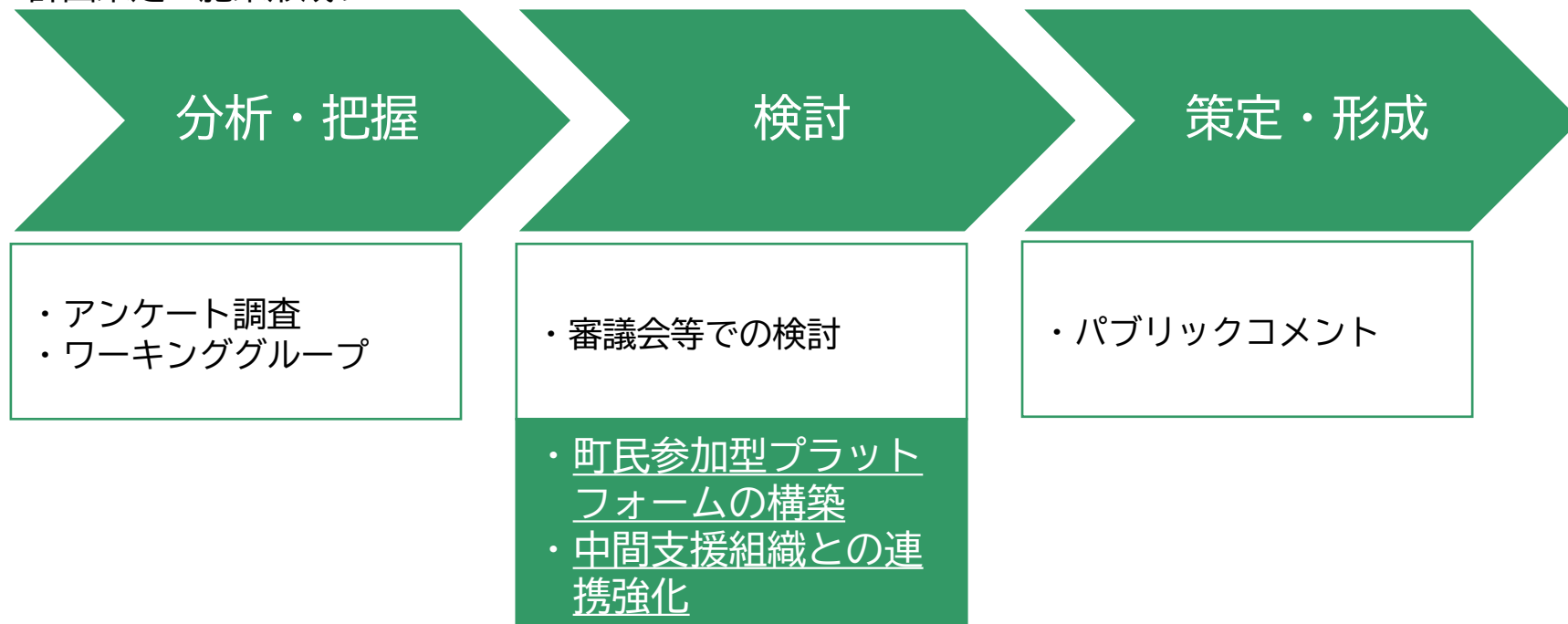
計画策定・施策形成プロセス



- ・ 今までの計画策定・施策形成プロセスでは、初期段階でのアンケート調査やワーキンググループなどによる現状分析（Assessment）を行い、その後、状況に応じて審議会等での検討・実証実験を実施し、パブリックコメントを経て、策定・形成をされてきました。
- ・ しかし、審議会やパブリックコメントを経ないものも多く、地域の声を適切に反映できていないとは限りません。
- ・ パブリックコメントについても、計画や施策が具体的に固まったものが示されることから、意見を反映させやすいかと言うと疑問が残ります。

連継部会における検討事項案

計画策定・施策形成プロセス



- ・ 施策の検討・形成段階において議論に「いつでも（公平性）」「誰もが（多様性）」「どういう議論を経て（透明性）」参加できる町民参加型プラットフォームを構築
- ・ 町内会連合会、まちづくり協会、社会福祉協議会など、行政と地域住民の間にある団体（中間支援組織）との連携を強化

上記の取組み等を行うことで、地域の声を細やかに聴くことができると考えています。

町民参加型プラットフォームの事例

IDEABOX (アイディアボックス)

導入事例…デジタル庁、横浜市、福井県 ※実証実験での導入も含む

Liqlid (リクリッド)

導入事例…鎌倉市、越谷市、東村山市 など

Decidim (ディシディム)

導入事例…加古川市、浜松市、会津若松市 など

他分野での事例

Github (ギットハブ)

世界中で、多くのプログラマーに使われているサービスで、プログラムのソースコードを、オンラインで共有・管理するサービスのこと。

町民参加型プラットフォームの事例（鎌倉市）

市民参加型共創プラットフォーム

鎌倉市

市民参加型オンライン
共創プラットフォーム



現在進行中の取り組み①



鎌倉市では、現在策定作業中の総合計画においても、Liqidを使い、意見募集を行いました。

連継部会における検討事項案

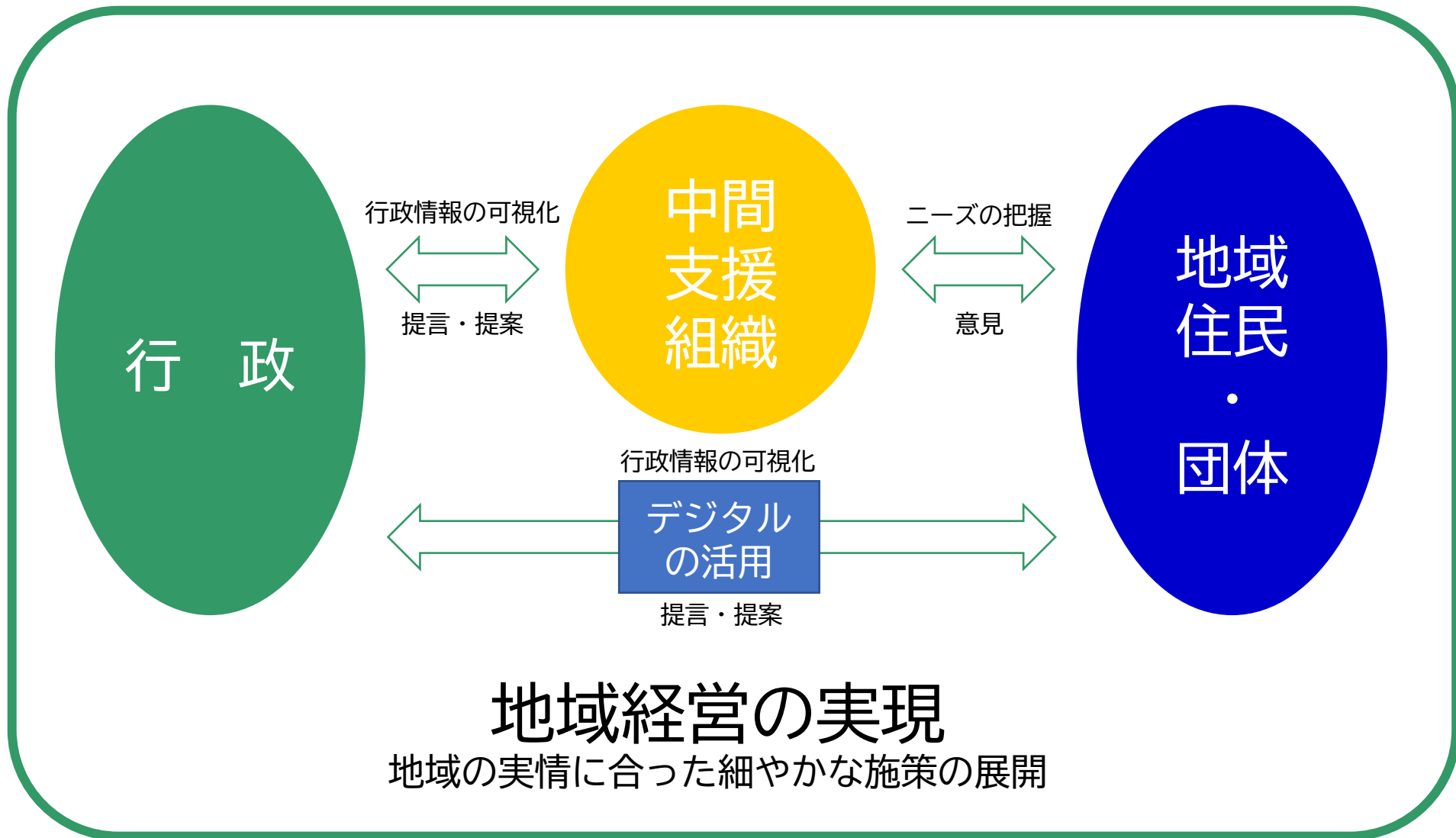
- ・ただし、こういったプラットフォームはあくまで“手段”であって、導入することが目的ではありません。
- ・こういった手段を活用し、地域住民の方の声や想いを聴くために、こういったことを取り組んでいけばいいのか、部会において次のステップで審議・検討できればと考えています。

連継推進のためのステップ

- | | |
|----------------------|----------------|
| ステップ1：行政情報の可視化、透明化 | 行政→町民（行政から町民へ） |
| ステップ2：地域の声聴く仕組み | 行政←町民（町民から行政へ） |
| ステップ3：地域とともに創る行政サービス | 行政⇄町民（相互連携） |



連継部会における検討事項案



葉山町総合計画審議会連継部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 第五次葉山町総合計画に位置付けた「連継」の推進に関し専門的な審議を行うため、葉山町総合計画審議会規則第6条に規定する部会について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所管事項）

第2条 部会の名称、所管事項は、次のとおりとする。

（1）連継部会 第五次葉山町総合計画に位置付けた連継に関する事項

（運営）

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

（庶務）

第4条 部会の庶務は、政策課において処理する。

（廃止）

第5条 部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

（1）当該専門の事項の調査が終了したとき

（2）審議会大部会廃止の決議がなされたとき

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。